

『盛岡手づくり村 特産品消費拡大支援 30%キャンペーン』販売商品の募集について
この度、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた食品・工芸品等の盛岡市及び盛岡
広域圏の特産品の需要を喚起するため、盛岡手づくり村の店舗及びインターネット上の販
売用ウェブサイトにおいて、消費者が商品を購入する際、商品代金の 30%を盛岡市が負担す
る販売促進キャンペーンを実施することになりました。そこでこの販売促進キャンペー
ンの商品を下記により募集いたします。別紙「特産品消費拡大キャンペーン販売商品申込書」
にご記入のうえ、下記の申込先にお申込みください。

記

1. キャンペーン開催期間：令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）
2. 販売商品の対象
 - (ア) 盛岡市内又は盛岡広域圏の他の市町（八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町）内において生産され、製造され若しくは加工されたもの、若しくは生産されたものが主な原材料として使用されているもの
 - (イ) 発注に応じて一定期間内での納品が可能であること
 - (ウ) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること
 - (エ) 委託又は買取の方法によって当センターによる販売が可能であること
 - (オ) 食品衛生法その他の関係法令等に定める規定に違反していないこと
3. 商品募集締め切り日時
 - ・ウェブ 用：第一次締め切り 令和2年12月5日（土）13時
第二次締め切り 令和2年12月25日（金）13時
 - ・店 舗 用：開催期間中含め、随時受付
4. 募集商品内容（ウェブ用）
 - ・掲載希望商品の画像の用意をお願い致します（ご用意できない場合はご相談ください）
 - ・食料品について：十分な供給量が確保できる商品
 - ・工芸品について：掲載在庫数を確保できる商品
 - ・お申込みいただいた商品から、掲載数・品目を検討し掲載商品を決定いたします
5. 募集商品内容（店舗用）
 - ・お申込みいただいた商品から、内容等を検討し取扱いについて決定いたします
6. 精算について
 - ・30%引の金額については、盛岡市助成金が充てられます
 - ・精算は、振興センターとの通常取引条件と同様に行い、月末締、翌月25日精算となります
7. 実施主体について
 - ・盛岡市より委託を受け、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターが行います
8. 申込及び問い合わせ先
公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター 物産事業部
〒020-0055 岩手県盛岡市繫字尾入野 64-102
Tel： 019-689-2201 Fax： 019-689-2212 Mail: zibasan4@isop.ne.jp